

# なわて 議会だより

第 127 号

発行 四 條 畷 市 議 会  
編集 議会だより編集委員会  
電話 072-877-2121(代)



▲出初式(幼年消防クラブの園児たちによる行進)

平成18年

第4回定例会

平成17年度

## 一般会計決算を認定

平成18年第4回定例会は、12月5日から22日までの18日間の会期で開会しました。

この定例会では、第3回定例会において閉会中の継続審査となった平成17年度四條畷市一般会計歳入歳出決算の認定をはじめ、市長から提出された平成18年度一般会計補正予算や副市長定数条例、長期継続契約の締結に関する条例、市民活動センター条例、東部大阪都市計画砂第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例などの新規条例の制定及び事務分掌条例等の一部改正、大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議等26案件についての審議を行いました。



### 議会を傍聴しましょう!

市議会定例会は、3月、6月、9月、12月の年4回開催します。  
傍聴の手続きは簡単です。  
本会議の当日、市役所本館3階の受付で住所・氏名を記入していただくだけです。



次の定例会 3月初旬に開催されます。

### 市のホームページで 会議録がご覧になれます



市のホームページの「四條畷市議会」のコーナーから、定例会及び臨時会の本会議の会議録がご覧いただけます。

ホームページアドレス  
<http://www.city.shijonawate.lg.jp/>

一般質問は、8人の議員から、12月21日と22日の2日にわたって行われました。  
各議員からの質問の主な項目について掲載しています。

## 一般質問の主な項目

質問議員（質問の掲載順序と異なります。）

扇谷 昭・下野照二・築山正信・瓜生照代・岸田敦子・大川泰生・土井一憲・曾田平治

	項 目		項 目
5	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 消防広域化の取り組みについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・府が策定する推進計画に広域化対象市町村として該当することの働きかけ</li> </ul> </li> <li>2. 企業会計について <ul style="list-style-type: none"> <li>・企業会計システムの導入と市民への財政状況の公表</li> </ul> </li> <li>3. 地産地消の推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>・地産地消推進計画の策定</li> <li>・新たな販路の開拓と地域ブランド開発</li> </ul> </li> </ol>	1	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 砂地区のイオン出店問題の現状と課題そして今後の見通しについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・現行法に基づく施設建設の着手期限と建設成否の見通し及び現在の状況</li> <li>・大規模商業施設の地元商業への影響と地元商業振興策・中心市街地活性化策との整合性</li> <li>・改正都市計画法による大規模商業施設開発に対する対応と今後の見通し</li> </ul> </li> </ol>
6	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公教育のあり方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ問題の取り組みの考え方</li> <li>・学力の状況と教育方針</li> <li>・学校選択制についての考え方</li> </ul> </li> <li>2. 市民本位のまちづくりについて <ul style="list-style-type: none"> <li>・市民の意見集約システムの基本的な考え方</li> </ul> </li> <li>3. 職員採用について <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の採用基準と中途採用の考え方</li> </ul> </li> </ol>	2	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 土地開発公社が保有する雁屋畑線代替用地の売却予定及び今後の見通しについて</li> <li>2. 退職者増加に伴う職員数の激減による市民サービスの低下をきたさない体制づくりと今後の見通しについて</li> <li>3. 飯盛山及び室池周辺ハイキング道のパトロール体制と特に台風、大雨後における実施状況について</li> </ol>
7	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 食育の取り組み状況について <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの課題を明確にする実態調査の実施</li> <li>・給食の食べ残し対策と栄養教諭の配置</li> </ul> </li> <li>2. 仮称「朝ごはん条例」の制定及び仮称「食育文化都市宣言」について <ul style="list-style-type: none"> <li>・食のまちづくりと頑張る地方応援プログラムの活用</li> </ul> </li> <li>3. 「食育推進基本計画」の策定について</li> </ol>	3	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 小中学校の児童・生徒による犯罪やいじめ問題に対する方針と施策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもたちの自主的な取り組み状況</li> </ul> </li> <li>2. 小中学校の児童・生徒のクラブ活動への積極的な参加推進について <ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校の通学区域の弾力的運用</li> </ul> </li> <li>3. 犬・猫のフン放置規制の条例化について <ul style="list-style-type: none"> <li>・飼い犬登録頭数とフンの放置禁止イエローカードの交付状況</li> </ul> </li> </ol>
8	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 市内の公園について <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理状況及び今後の整備計画と目標</li> <li>・砂場の犬猫侵入防止フェンスの設置</li> <li>・たばこのポイ捨て禁止看板の設置</li> </ul> </li> <li>2. 生活保護行政のあり方について <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護申請にかかる事件からの教訓</li> <li>・ケースワーカーの配置基準と実態</li> <li>・申請用紙の窓口設置</li> <li>・生活保護費の母子加算廃止の撤回</li> </ul> </li> </ol>	4	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 忍ヶ丘小学校の通学路（忍ヶ丘歩道橋）の安全対策について <ul style="list-style-type: none"> <li>・新しい忍ヶ丘歩道橋（ｽｰﾌﾟ式）の設置</li> <li>・または、既設歩道橋の拡幅等改善策</li> <li>・忍小前交差点の信号の歩車分離化</li> <li>・登下校時用校門の新設</li> </ul> </li> <li>2. 自主防災組織について <ul style="list-style-type: none"> <li>・設立推進に向けての支援策</li> <li>・組織拡充と組織間交流推進の取り組み</li> </ul> </li> </ol>

# 主な議案の概要と 本会議討論



## 平成17年度一般会計 歳入歳出決算の認定

本決算は、予算現額195億384万9000円に対し、収入済額が181億9229万9000円で収入率は93・3%、支出済額は188億7365万8000円で執行率は96・8%となり、翌年度へ繰り越すべき財源が1127万4000円あることから、実質収支は、6億9263万3000円の赤字となっています。なお、単年度収支では、2億2912万3000円の4年連続の黒字となったものの、経常収支比率は、105・3%、財政力指数(3年度間平均)は0・625と財政構造の厳しい状態を示しています。

ウズ事業等の市民からの要望が盛り込まれたとはいうものの、学校給食の民間委託、水道料金の福祉減免の半減、市立幼稚園の保育料値上げの完全実施等、子どもや障がい者、高齢者の暮らしにしわ寄せを与えていることから容認できない。

特に、住民の反対があるにもかかわらず、市立四條畷保育所を廃止したことや北河内4市リサイクルプラザの建設を押し進めてきた政治姿勢に問題があることから、反対するものであり、どんな問題でも住民本意のまらぶくりを進めるよう強く求める。

### 賛成

**市民クラブ**▶財政構造の硬直化が進む中、職員数の削減や給与費の大幅カットなど人件費抑制の積極的な取り組みについては評価する。

**無党派**▶本決算では、忍ヶ丘駅のエレベーター設置等の補助金やシルバー人材センターの移転改修事業、新規の街かどデイハ

に現職区長が自治会の公金を横領するという不正問題が発覚した。

区長制度を実施していくうえで、早急に問題点、矛盾点を解消するよう願う。

また、障害者自立支援法の施行に伴う小規模通所授産施設の存続問題については、障がい児の立場になって、十分な相談や指導等対応を要望し、賛成する。

**市民連合**▶本決算では、単年度で黒字になってはいるものの、人件費の削減等によるものであり、経常収支比率は105・3%と依然として高く、極めて厳しい財政状態である。今後の市税収入や地方交付税の減額等を考えたとき歳入歳出の目標を定めることが必要と考える。

財政健全化に向け、歳出を抑制するあまり、市民サービスが低下しないようにするためには、事務事業評価を早期に実行し、市民のためにも赤字再建団体に陥ることは避けるべきである。

財政健全化見直し計画の取り組み状況については一定評価するものの、集中改革プランとの整合性を保ち堅実な財政運営に努めるようお願い、賛成する。

**市議会公明党**▶本決算の実質収支は、約6億9263万円の赤

字であるが、単年度収支は、2億2912万円の4年連続黒字となっている。しかし、依然として非常に厳しい財政状況が続いている。歳入面では市税収入の徴収体制の強化やスパー銭湯誘致等長期的な自主財源確保等が図られ、また歳出面では人件費の削減等財政健全化への取り組みが行われたことについて一定評価する。

今後さらなる健全化に向けた事務事業改革の取り組みとともに、市民サービスの向上に向けた行政運営の合理化等を推進し、市民が将来に希望の持てる市政運営を進めるよう要望し、賛成する。

**なわて21議員団**▶本決算において、職員数や給与の削減等の取り組みについては、市長をはじめ職員が一丸となり難局を乗り越えようと努力の表れであり、一定評価する。

しかし本市の財政状況は、引き続き厳しい状況が予想されるため、市民参加等による事務事業評価も検討し、徹底した分析等を行い、行政運営の合理化等を推進するとともに、柔軟な財政構造の実現に向け努力し、市民ニーズに応えられるような行政運営を願う。また、自治会制

度においては、自治会への加入率が増加するよう行政として協力し、区長委嘱等の事務執行についても適正な事務処理を行うよう要望し、賛成する。

## 事務分掌条例の 一部改正

財政の健全化など行政改革を推進し、市民に分かりやすく、効率的かつ効果的な行政運営を図るため、組織機構の見直しを行うものです。

### 反対

**無党派**▶この機構改革は、行政経営室を強化することが目的であり、行革をさらに推進するための内容となっている。

行政は憲法に保障されている、健康で文化的な最低限度の生活を営む国民の権利を保障し、また格差を緩和する公共サービスを行うところである。経営論やコスト論を強化することは社会的弱者の切り捨てになりかねない。今一度公共性とは何か、自治体とは何のために、また誰のために存在するのかを再確認すべきと申し述べ、反対する。

### 賛成

**市民連合**▶今回の機構改革により、8部署32課体制から、10部署31課体制に変わることになる

が、機構上、行政経営室の部との関係がわかりにくいので、より具体的に室長と部長の関係を明確にし、理事と室長、部長の関係の整合性を確保するとともに、室長職の常勤配置とアドバイザーの位置づけについて、明確にすることを望む。

また、この機構改革が市民生活の向上につながることを願い、賛成する。

**自民クラブ**▼本改正による組織機構の見直しは、市長の公約であり、また市の最重要課題である財政健全化に取り組むため、財政部門を行政経営室に移すことで、その姿勢を明確に示したものと考える。

また、教育委員会関係では学校教育部と社会教育部の2部制にすることで責任の明確化を図るものとして併せて評価するものであり、今後、職員激減の中、市民サービスを低下させない体制の確立を期待し、賛成する。

## 職員定数条例の

### 一部改正

職員定数をもとにした職員数の削減目標を掲げる財政健全化見直し計画の最終年度が平成18年度であることから、実職員数を考慮し、各部署における職員

定数の見直しを行うものです。

### 反対

**無会派**▼この条例定数の削減は、効率化の名のもとに職員配置の見直しや民間活力の導入等による職員の削減、福祉施策の見直し、公共料金の値上げ等を実施してきた財政健全化計画に基づくものである。このままでは、市民サービスを担う職員が減少することでサービス水準の低下が懸念される。行政として重要なのは公共性すなわち公的な責任をしっかりと果たすことであり、新規採用の人数を増やすことを求め、反対する。

### 賛成

**市民連合**▼提案された定数は、所掌事務ごとに配置基準を設け、必要最小限の人員を積み上げたものではないと考える。退職者不補充等による職員の實質減を承認する手法によるものであり、地方自治法の本旨や市の財政健全化見直し計画を踏まえたものとなっていない。

行政サービスを求められる市民ニーズを分析し、部門ごとの所掌事務を明確にし、必要最小限の適正人員配置を積み上げ、より精査したうえで適正な人員を定めるよう要望し、賛成する。

## 一般職の任期付職員の採用に関する条例の

### 一部改正

高度化・専門化が進む行政ニーズに対応するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、専門的な知識経験を有する者の任期を定めた採用を行うものです。

### 反対

**無会派**▼この条例改正の問題点は、専門的な知識経験を有する人の中に自衛隊や警察のOB、また民間人も想定されていることである。特に、自衛隊や警察等とのかかわりが強化されることは、自衛隊の演習行動への加担や警察による市民、職員の監視等が行われる恐れも否定できず、行政としてふさわしいこととは思えない。また、民間人の採用についても自治体にさらなる民間的な経営感覚や経営手法を持ち込む危険性も感じられることから、反対する。

### 賛成

**市民連合**▼本条例は、3月に提案された条例を補完し、新たに専門的な知識・経験を有する者の任期を定めた採用を追加するもので、当初に織り込んでおくべきであり、見通しの甘さを指

摘せざるを得ない。行政の遂行に必要な公務員は新規卒卒者等の採用や庁内育成が基本との認識が肝要で、専門職の採用にあたって、公募等の公正な手続きにより採用すること、さらに、庁内における職員研修制度の充実、民間事業者等への派遣研修等を提案し、賛成する。

## 職員の勤務時間に関する条例の一部改正

職員の勤務時間のうちに設定されている休息時間を国に準じ廃止するものです。

### 反対

**無会派**▼この条例改正は、職員の15分の休息時間を廃止しようとするもので、市の職員にとつては改悪となるものである。労働基準法では、休憩時間の定めはあっても、休憩時間の定めはないものストレスによる病気が増えている今日の社会情勢の中で、労働条件は改善の方へ向かうべきであり、公務員が率先して労働条件を悪化させるのは、民間労働者にも影響を与えることから、反対する。

## 市税条例の

### 一部改正

地方税法の一部改正により、

所得税から住民税への税源移譲の一環である個人市民税の所得割の税率改正、人的控除額の差による調整控除及び住宅借入金等特別税額控除の創設とともに、所得割の定率減税の廃止、損害保険控除に替わる地震保険料控除の創設等が行われたために改正するものです。

### 反対

**無会派**▼この条例改正は、国の法律改正によるものであるが、改正内容に市民への負担を増し、生活をより一層苦しめることとなる定率減税の廃止が含まれていることから容認できない。庶民には増税、大企業や高額所得者には減税という税制度を改めるとともに、閑空2期工事や安威川ダムをはじめとする無駄な大型開発、年間5兆円にものぼる軍事費を大幅に削り、国民の暮らしを応援する政治姿勢を国・府へ要望することを求め、反対する。

### 賛成

**市民連合**▼この条例改正は、税源移譲によるものであり、所得税を減額した分、住民税を増額し、結果として市民の負担額は変わらないということであるが、将来的には、この負担率が増えてくるものと考えられる。

本改正は、非常にわかりにくい内容となっていることから、国からの説明資料によるだけでなく、市独自で作成した市民が理解しやすい資料で、十分市民に説明するようお願い、賛成する。

**自民クラブ**▼今回の改正では、住民税所得割を10%に、所得税の最低税率を5%にし、所得税が非課税で住民税のみの場合でも調整控除によって減額し、改正後においても納税者の税負担が変わらないようにするとはいうものであるが、住民税所得割の10%に対する市民の増税感回避けられないことから、市民の周知を工夫するよう求める。税源移譲により市税の増収が見込めるが、現状での定率減税の廃止は国民の気持ちを逆撫でするものであると指摘し、賛成する。

### 手数料条例の

#### 一部改正

受益者負担の適正化を図るため、排水設備工事指定工事店の指定、都市計画に関する境界明示等に係る事務について、新たに手数料を徴収するほか、規定の整備を行うものです。

#### 反対

**無会派**▼この条例改正により、今まで無料だったものを有料化

することになり、年間を通じてわずかな対象者のために新たな事務手続をすることは非効率的と考える。また、たとえ少ない件数であっても市民にとっては負担増となり容認できない。

特に、排水設備工事店の指定手数料1万円などは経営が厳しい零細企業には負担感が大きく、景気回復の実感がない状況の中、中小零細企業を応援する意味からも有料化すべきでないと思し述べて、反対する。

#### 賛成

**なわて21議員団**▼財政健全化の取組みは、無駄のない効率的な行政運営を徹底することであり、特定の事務等に関し、合理的な料金設定のもと市民や事業者から応分の負担を求めることは公平性の観点から重要と考える。改正内容では徴収客体や新たに設定された手数料の額、過去からの申請実績から判断すれば、市民生活への影響は軽微である。今後手数料の額等について常に検証・検討を行うとともに、さらなる事務の効率化に努めるようお願い、賛成する。

### 水道事業給水条例の

#### 一部改正

指定給水装置工事事業者の指

定等に係る事務について、受益者負担の適正化を図るため、手数料の金額の見直しを行うものです。

#### 反対

**無会派**▼この条例改正は、財政健全化計画による受益者負担の適正化を考える立場からの負担増であり、指定給水装置工事業者の指定手数料は7000円、証明書交付手数料は2000円、メーター検査手数料は1000円の増となる内容である。市民の暮らしが大変な状況から負担増になる内容には賛成できない。

#### 賛成

**自民クラブ**▼現行手数料は制定されてからかなりの年月が経過し、今日的な社会の経済状況にそぐわない金額となっている。また、本改正が一般市民の生活に与える影響も極めて少ないものと思われる。常に現状を見直し、適正な手数料の徴収に努めることを要望し、賛成する。

**市議会公明党**▼枚方市、守口市、門真市、交野市では既に指定給水装置工事事業者の指定手数料を1件につき1万円を徴収しており、隣の大東市も見直しの方向で検討しているということがある。メーター検査手数料及び

証明書交付手数料については、各種証明書の手数料と均衡を図り、受益者負担の適正化を図るため、本改正はやむを得ないのであり、実施にあたり、市民の理解が得られるよう周知徹底することを要望し、賛成する。

#### 反対

**なわて21議員団**▼今回の手数料の改正は、北河内7市の比較と社会情勢を考慮した場合、手数料額の均等化を図る必要からやむを得ない措置であると考えられる。メーター検査及び証明書交付手数料については、他の証明書手数料と比較して妥当な金額であり、また利用件数も少なく、市民への影響は少ないものと考ええる。改正手数料について、安易な値上げ措置ではなく、適正な金額であることの市民の理解を求めることを要望し、賛成する。

#### 賛成

**市議会公明党**▼財政状況の厳しい本市としては、大阪府の全市町村が加入する広域連合で運営する方が財政状況も安定し、ひいては老人医療制度や医療保険制度の安定化へつながるものと考えている。後期高齢者医療制度は急激な保険料の増加を緩和し、医療制度の破綻による被害から低所得者を守るものであると考える。制度発足時の混乱がないように市民への説明に努めるとともに、国民健康保険の広域化についても国・府に要望することを求め、賛成する。

### 大阪府後期高齢者医療 広域連合の設置に関する協議

老人保健法の一部改正により、平成20年から実施される75歳以上の者を被保険者とする後期高齢者医療に関する事務を広域にわたり処理するため、大阪府内のすべての市町村が加入する広域連合を設置するものです。

**無会派**▼本制度は、75歳以上の高齢者だけを被保険者とする独立した医療保険制度とするもので、現在家族の扶養となって保険料を支払っていない方からも新たに保険料が徴収されることになる。この制度の問題は、後期高齢者の医療給付費が増えれば、保険料の値上げになる仕組みであり、また保険料が年金から天引きされることや滞納者に対して短期保険証、資格証明書が発行されることである。高齢者から医療を受ける権利を奪ってはならないと訴え、反対する。

**市議会公明党**▼財政状況の厳しい本市としては、大阪府の全市町村が加入する広域連合で運営する方が財政状況も安定し、ひいては老人医療制度や医療保険制度の安定化へつながるものと考えている。後期高齢者医療制度は急激な保険料の増加を緩和し、医療制度の破綻による被害から低所得者を守るものであると考える。制度発足時の混乱がないように市民への説明に努めるとともに、国民健康保険の広域化についても国・府に要望することを求め、賛成する。

**なわて21議員団** 今回の医療制度改革においては超高齢化社会を展望した新たな医療制度体系の実現が大きな柱とされており、老人医療費を中心に国民医療費が増大する中、保険料の世帯間の負担と給付の不公平感を解消し、現役世代、高齢者世代を通じて公平でわかりやすい新たな医療制度として、75歳以上の後期高齢者について独立した医療制度とし、都道府県単位で保険財政運営を行うことにより、その基盤の安定化を図るものであることから、賛成する。

**市民連合** 経費負担割合について、高齢者人口割の採用は評価するものの、均等割10%については自治体間の較差に対する踏み込んだ議論が欲しかった。

また、広域連合の保険料や四條畷市負担見込み額も積算できない現状は誠に残念である。

昨年度の老人保健特別会計を基にした試算では、市にとってスケールメリットは発生しない。持続可能な医療制度の確立、安心して老後が暮らせる医療環境の整備、裏付けとなる財政構造の確立等の課題に、市独自の判断で臨むよう訴え、賛成する。

**自民クラブ** 高齢者の増加に伴い増大していく医療費に対応す

るため、国において医療制度改革大綱を打ち出し、改革関連法案の一つとして制定された高齢者の医療の確保に関する法律では、安定的な財政運営と保険料の公平を図るため、当該事務を府下全市町村で構成する広域連合で行う旨規定されている。人口的に小規模な本市にとつては財政運営の安定化は必要不可欠であることから本案は妥当と考え、当制度の事前周知に努めることを要望し、賛成する。

### 議会日誌

- 11月 決算特別委員会
- 6日 決算特別委員会
- 7日 決算特別委員会
- 8日 決算特別委員会
- 14日 議会運営委員会
- 27日 議会全員協議会
- 12月 議会親和会理事会議
- 1日 議会運営委員会
- 5日 本会議(第4回定例会開会)
- 6日 議会だより編集委員会
- 7日 民生消防常任委員会
- 8日 建設水道常任委員会
- 18日 会派代表者会議
- 21日 議員親和会理事会議
- 21日 議会運営委員会
- 22日 本会議(第4回定例会閉会)
- 1月 議会全員協議会
- 5日 議会運営委員会
- 19日 議会だより編集委員会

## 虚礼の廃止・寄附の禁止について理解を!

本市議会では要綱を定め、市議会議員および後援団体の活動において、公職選挙法の規定を遵守するとともに、さらに一歩進めて、虚礼を廃止し寄附を禁止していますので、市民の皆様のご理解をお願いします。

### 審議結果一覧

案	件	名	結果
平成17年度四條畷市一般会計歳入歳出決算の認定について(平成18年第3回定例会から継続)			賛成多数
平成18年度四條畷市一般会計補正予算(第3号)			原案可決
四條畷市副市長定数条例の制定について			全会一致
四條畷市収入役事務兼掌条例を廃止する条例の制定について			原案可決
四條畷市長期継続契約の締結に関する条例の制定について			全会一致
四條畷市立市民活動センター条例の制定について			原案可決
東部大阪都市計画第1地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の制定について			全会一致
四條畷市事務分掌条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
四條畷市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について			賛成多数
一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例の制定について			賛成多数
職員の勤務時間に関する条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について			全会一致
四條畷市職員旅費条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
四條畷市税条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
四條畷市手数料条例の一部を改正する条例の制定について			賛成多数
四條畷市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
東部大阪都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について			全会一致
四條畷市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について			原案可決
大阪府後期高齢者医療広域連合の設置に関する協議について			賛成多数
河北養護老人ホーム組合規約の変更に関する協議について			全会一致
飯盛霊園組合規約の変更に関する協議について			全会一致
四條畷市交野市清掃施設組合規約の変更に関する協議について			可決
くすのき広域連合規約の変更に関する協議について			可決
北河内4市リサイクル施設組合規約の変更に関する協議について			全会一致
淀川左岸水防事務組合規約の変更に関する協議について			全会一致
寝屋川北部広域下水道組合規約の変更に関する協議について			全会一致